



鬼北町告示第101号

入札公告

下記のとおり、一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び鬼北町契約規則（平成17年鬼北町規則第64号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき公告します。

令和8年6月1日

鬼北町長 兵頭 誠 亀



記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 (R8)国補工第1号 林道東津野城川線高研橋橋梁補修工事
- (2) 工事場所 鬼北町大字日向谷
- (3) 工事概要 塗装塗替工 A=622㎡ ひび割れ補修工一式 断面修復工一式
表面含浸工一式 支承補修工一式
- (4) 工期 鬼北町議会の議決を得た日の翌日から令和9年2月26日まで
- (5) 低入札価格調査対象工事
- (6) 予定価格 74,754,900円
(入札書比較価格 67,959,000円（消費税及び地方消費税を除く。))

2 入札参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、令和7・8年度鬼北町建設工事入札参加資格審査申請書を提出している者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鬼北町建設工事請負業者選定要綱（平成29年鬼北町訓令第2号）に基づく競争参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 本店、支店又は営業所の所在地等からみて、対象工事を的確かつ円滑に実施できる体制が確保できること。
- (4) 対象工事と同種の工事での施工実績があること。
- (5) 対象工事に配置を予定する主任技術者、現場代理人、監理技術者等が適正であること。
- (6) 鬼北町建設工事指名停止処分要綱（平成17年鬼北町訓令第38号。以下「要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 建設業法（昭和24年法律第100号。）第3条に基づく建設工事業の種類のうち、土木工事業の許可を受けたもので、法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査を受け、宇和島市、鬼北町、松野町内に本店が有り、愛媛県建設工事請負業者選定要綱に基づく土木工事業の格付けが

A等級以上のものであること。

- (8) 入札の公告日から起算して過去10年間に、契約額35,000,000円以上（消費税及び地方消費税の額を含む。）の国又は地方公共団体が発注した橋梁工事又は橋梁保全工事に関し、元請としての施工実績（一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録されたもの）のうち、工事が完成して引き渡し完了したものを有する者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

3 入札参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、2(1)から(9)までに掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、町長の確認を受けなければならない。

(1) 申請書及び資料の作成

- ① 申請書は、様式第1号、資料は、様式第2号及び様式第3号により作成するものとする。
- ② 申請書及び資料は、電子入札システムにより提出すること。やむを得ず紙入札方式による者にあつては、申請日時の期間内に持参又は郵送等（簡易書留又はこれに準ずるものに限る）により提出すること。

(2) 資料の内容

- ① 施工実績（様式第2号） 資格の有無を判断できる同種工事の施工実績
- ② 配置予定の技術者等（様式第3号） 資格の有無を判断できる配置予定技術者の資格等

(3) 申請書及び資料の提出時期（入札時に添付）及び提出場所

- ① 日時 令和8年6月19日9時から令和8年6月23日17時まで
- ② 場所 えひめ電子入札システム又は鬼北町総務財政課

(4) その他

- ① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 町長は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはできないものとする。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しないものとする。
- ④ 提出期間以降は、原則として申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。
- ⑤ 入札日までに、「2 入札参加資格」に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、入札参加資格を取り消すものとする。
- ⑥ 申請書及び資料に虚偽の記載をした者は、要綱に基づく指名停止等の措置を行うことがある。
- ⑦ 競争参加資格がないと認められた者は、結果の通知をした翌日から起算して7日（土、日及び祝日を除く。）以内に、町長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求められることができるものとする。この説明の要求は、書面を鬼北町総務財政課に持参することにより行うものとする。また、町長は、説明を求めた者に対し競争参加資格がないと認めた理由について、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して7日以内に、書面により回答するものとする。なお、説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合には、資格なしとした通知を取り消し、回答と併せて改めて競争参加資格のある旨の通知を行うものとする。
- ⑧ 法第3条に基づく許可証の写し及び法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査結果通知書

の写し（「3 入札参加資格の確認等」の申請書及び資料の提出日において効力を有する直近のものに限る。）を（1）の申請書及び資料とともに提出すること。

⑨ 申請書及び資料に関する問合せ先

鬼北町総務財政課管財係（Tel 0895-45-1111 内線2209）

4 設計書及び図面並びに仕様書（以下「設計図書等」という。）の閲覧

(1) 設計図書等は、次のとおり公開する。

ア 期間 令和8年6月2日から入札日前日までの執務時間中

イ 場所 えひめ電子入札共同システム 入札情報公開システムに掲載

(2) 設計図書等に対する質疑がある場合は、質疑書により持参又は郵送若しくはメールにより提出すること。

ア 期間 令和8年6月3日から令和8年6月11日まで

イ 提出先 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1 鬼北町総務財政課管財係

メール・アドレス ; keiyaku@town.kihoku.ehime.jp (対象工事の質疑のみ使用可)

ウ 質疑書を送付した場合は、その旨を総務財政課管財係まで連絡すること。

(3) (2)の質問に対する質疑応答書がある場合は、入札情報公開システム上又は以下により閲覧に供する。

ア 期間 令和8年6月4日から入札日前日までの執務時間中

イ 場所 鬼北町役場 本庁2階（総務財政課）

5 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時、場所は、次のとおりとする

① 入札日時 令和8年6月19日 9時00分から

令和8年6月23日 17時00分まで

② 入札方法 原則として電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力のうえ提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式によるものにあつては、①の期間内の受付時間中に郵送（簡易書留等）により提出すること。

② 開札日時 令和8年6月24日 9時30分

③ 開札場所 鬼北町役場

(2) 入札書には、税抜き金額を記載すること。

(3) 入札回数は、1回とする。なお、入札（見積）に際して、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書（設計図書にある「本工事費内訳書」と同項目で金額を明らかにしたもの）を提出すること。

(4) 調査基準価格の設定 有

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

① 予定価格を超える入札

② 本公告に示した入札参加資格者に必要な資格の無い者の入札

③ 2の入札参加資格を満たさなくなったとき

④ 申請書及び資料、又はそれらの添付書類に虚偽の記載をした者の入札

- ⑤ 入札内訳書に記載した金額と異なる金額の入札
- ⑥ その他入札に関する条件に違反した者の入札

6 落札者の決定方法

- (1) 本件入札参加資格の確認は事後審査とするので、入札が予定価格を下回っている場合は、落札者の決定を保留し入札を終了する。
- (2) 入札終了後、入札参加者から提出された申請書、資料等を審査し、入札参加資格を満たしていることを確認した者の内、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、本件入札において、低入札価格調査制度を適用しているため、落札者となるべき者の入札価格が鬼北町低入札価格調査制度実施要綱（平成24年鬼北町告示第9号。以下「低入札価格調査実施要綱」という。）第3条により算定した価格を下回る場合の落札者決定については、低入札価格調査実施要綱の規定するところによるものとする。なお、低入札価格調査実施要綱第7条に規定する失格判断基準を下回った場合は失格とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 契約保証金は、請負代金額の10分の1以上を納付しなければならない。なお、低入札価格調査に係る契約にあつては、請負代金額の10分の3を乗じて得た額以上とする。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保険契約の締結を行い、又は公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

8 支払条件

- (1) 前金払は、請負代金額の10分の4以内とする。なお、低入札価格調査に係る契約にあつては、請負代金額の10分の2以内とする。
- (2) 中間前金払は、請負代金額の10分の2以内とする。
- (3) 部分払は、両者協議して定める。

9 下請負等における町内事業者への優先発注

地元事業者の育成及び更なる活用の観点から、落札者は下請負を行う場合は鬼北町内事業者へ優先発注するよう努めること。

また、資材等の購入についても、可能な限り鬼北町内事業者から購入すること。

10 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) この工事の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年鬼北町条例第51号）第2条の規定によって、鬼北町議会の議決を要するため、落札後「仮契約」を締結し、議会の議決を得たときに、仮契約を「本契約」とみなす。
- (3) その他不明な点は、鬼北町役場総務財政課管財係に照会のこと。

Tel. 0895-45-1111 (内線2209)